

帯広市健康生活支援審議会条例（平成14年6月26日条例第21号）

最終改正:

改正内容:平成14年6月26日条例第21号

○帯広市健康生活支援審議会条例

平成14年6月26日条例第21号

帯広市健康生活支援審議会条例
(設置)

第1条 市民、保健・医療・福祉の関係者及び市が協働して、市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援(以下「健康生活支援」という。)に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、帯広市健康生活支援審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 地域医療の推進に関すること。
- (2) 市民の健康づくりの支援に関すること。
- (3) 児童の健全な育成に関すること。
- (4) 障害のある児童の療育に関すること。
- (5) 障害のある人の自立した生活の支援に関すること。
- (6) 高齢者の自立した生活の支援に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、健康生活支援に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 市長は、次に掲げる事項については、審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 健康生活支援に関する計画で規則で定めるものの策定、評価及び見直しに関すること。
- (2) 健康生活支援に関する市の施策に対する苦情、要望等のうち、市長が特に重要と認めたものに関すること。

(組織)

第3条 審議会は、25人以内の委員で組織する。

2 専門の事項を調査審議させるために必要があるときは、審議会に、委員及び25人以内の専門委員で組織する専門部会を置くことができる。

(委員及び専門委員の委嘱)

第4条 委員及び専門委員は、市民及び保健・医療・福祉の関係者の中から市長が委嘱する。

(委員及び専門委員の任期等)

第5条 委員及び専門委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員及び専門委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の総数の過半数が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があるときは、その議決により、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

第9条 審議会の会議は、公開する。ただし、公開することが適当でないときは、その議決により、会議を非公開とすることができる。

(秘密の保持)

第10条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成14年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3条の規定 平成15年4月1日

(2) 附則第4条の規定 公布の日

(条例の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 帯広市社会福祉審議会条例(昭和48年条例第21号)

(2) 帯広市地域医療協議会条例(昭和59年条例第7号)

(帯広市介護保険条例の一部改正)

第3条 帯広市介護保険条例(平成12年条例第8号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(委員の任期の特例)

第4条 従前の帯広市社会福祉審議会の委員である者で、その任期満了の日が施行日以後であるものの任期は、附則第2条の規定による廃止前の帯広市社会福祉審議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日に満了する。

2 従前の帯広市地域医療協議会の委員である者で、その任期満了の日が施行日以後であるものの任期は、附則第2条の規定による廃止前の帯広市地域医療協議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日に満了する。

3 従前の帯広市介護保険運営協議会の委員である者で、その任期満了の日が平成15年4月1日以後であるものの任期は、前条の規定による改正前の帯広市介護保険条例第4条第4項の規定にかかわらず、平成15年3月31日に満了する。